

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 知事指定薬物の指定の失効
- 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

医薬安全課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の占用を制限する区域の指定

【公告】

- 県営土地改良事業の工事完了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

耕地課

建築指導課

- ”

”

【監査委員】

- 岡山県監査事務局文書編さん保存類目の一部改正

監査事務局

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

令和6年5月14日 岡山県公報 第12599号

◎岡山県告示第二百二十五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和六年五月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

（八R）―N・N―ジエチル―六―メチル――「（チオフェン―二―イル）カルボニル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名―T―LSD）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和六年五月一日

令和6年5月14日 岡山県公報 第12599号

◎岡山県告示第二百二十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和六年五月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加入区の名称 小串加入区

黒崎連島加入区

白石島加入区

令和6年5月14日 岡山県公報 第12599号

◎岡山県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年五月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 垂水追分線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市下河内字下ノ神二八一番二地先から 真庭市下河内字小中田一一三番一地先まで	新	五・三〇 一五・五	七二七・一
真庭市下河内字下ノ神二八一番二地先から 真庭市下河内字下河原一〇三一番一地先を経て 真庭市下河内字小中田一一三番一地先まで	新	九・五〇 一六・二	七六九・一
真庭市下河内字下ノ神二八一番二地先から 真庭市下河内字小中田一一三番一地先まで	旧	五・三〇 一五・五	七二七・一

令和6年5月14日 岡山県公報 第12599号

◎岡山県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年五月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	垂水追分線	真庭市下河内字下ノ神二八一番二地先から 真庭市下河内字下河原一〇三一一番一地先を経て 真庭市下河内字小中田一一三番一地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和六年五月十四日

令和6年5月14日 岡山県公報 第12599号

〔二五三〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和六年五月十四日

地区名	工種	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
五名一色	た			令和六・三・二七
追分池	め池	〃		令和六・三・一九

令和6年5月14日 岡山県公報 第12599号

〔二五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南四〇三番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市赤浜三二番地

三枝久美子

三枝智恵子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十月二十三日岡山県指令建指第二三七号

令和6年5月14日 岡山県公報 第12599号

〔二五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後七七番八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田一〇一番地エクセレンテ三〇三号室

長尾 春樹

長尾 蘭

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月二十一日岡山県指令建指第三八五号

◎岡山県監査委員訓令第一号

監査事務局

岡山県監査事務局文書編さん保存類目（昭和五十九年岡山県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月十四日

岡山県代表監査委員 浅間 義正

表中

「一般会計、特別会計及び基金の例月現金出納検査関係書類	監二第 八号	三年
を削り、		
「企業会計例月現金出納検査関係書類	監三第 八号	三年
を		
「例月現金出納検査関係書類	監三第 八号	三年
に改める。		

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和六年度以降に完結した文書から適用し、令和五年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。